

山梨「市民と大学人をつなぐ会」の結成とその背景

市民・学生・若者との連帯と平和の担い手をめざして

都留文科大学元教授 横田 力

「教育の自由」への介入

本年1月の新聞報道によれば、1992年のピーク時を境に減少し続けていた18歳人口はここ10年110~120万前後で横ばい傾向であったが、本年を境に減少に転じ、以降社会の少子化と合わせ上昇は望めないとする。

それに対して大学の数(4年制)は、1989年の499校から2017年の780校へと約1.5倍となっている(公立39から90へ。私立から移行も含む。私立364から604へ)。これでは、学校数でも学生数でも全大学の70%以上を優に占める私立大学の存続が危くなるのは自ずと明らかである。

これは新自由主義を受けた規制緩和と政策のなせるところであるが、このような設置認可の緩和と単なる届出制による学部・学科新增設が容易になっても、大学運営の基盤的経費である私立大学等経常費補助は1980年度の補助率29.5%をピークに年々減少し続け、現在は1割を切る状況さえ生まれている。これは国立大学の運営費交付金による補助率に比し3.5分の1、学生一人当たりの経費については13分の1である(しかしこの中、事業評価による傾斜配分を伴う特別補助の割合は増加傾向にある)。

こうした中で、安倍政権は本年1月高等教育に関する「新経済政策パッケージ」を決定し、高等教育無償化(学費の減免、給付型奨学金の導入等)の要件として対象とする大学に、①理事の2割以上を産業界から起用すること、②実務経験のある教員を必修単位の1割以上配置すること、などを提示している。このことは理事の任命と教員人事を介したあからさまな大学自治と学問の自由の一方の柱である「教育の自由」への介入であるが、

大学人を含め巷間よく知られてはいない。

ところで、このようなことは国公立大学の動向とも符合するところであり、独立行政法人化後の措置として国立学校設置法が廃止され、教育公務員特例法が適用除外となった後、実定法として全大学にとり大学自治の条理ともなっていた学校教育法93条が周知のように2014年に改正され、教授会が実質上学長が教育・研究上の重要事項を決定する際の諮問機関に留まるとされた。これ以降、設置者の意見がほぼストレートに貫徹し、経営審議会(協議会)、教育研究審議会(協議会)及びそれを受けた理事会の独裁体制が現出していた一部の公立大学と同様な事態が国立大学でも現実化しようとしている。

現に、あわせて改正された国立大学法人法では、経営協議会の委員の「過半数」は学外者でなければならない(従来は2分の1)とし、このメンバーのみが同協議会からの学長選考会議の構成員となるとしている(なお、同会議は学長解任の申し出件も持つ権力的機関でもある)。この点からみても、学外者の大学運営に対する発言権の強さは目に余るものとなっている。

これに加えて、現在3期目に入っている中期計画には、2013年に13の研究・教育分野に応じて各大学毎に(学部、学科、研究所単位で)策定された「ミッション再定義」が組み込まれ、ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの3つのポリシーを基準にその達成度が競わされると同時に、法人化以来の経営効率化係数による運営費交付金の1パーセントカットに加えて、2016年度より同運営費交付金全額が1%控除され、それが国立大学を重点支援①~③(グローバル拠点校、特

定分野への重点校、地域貢献校)に分類し、機能強化促進係数により傾斜配分される形となっている。

大学人と市民の連携の場として

以上は単なるハード即ち組織改革に留まるものではなく、ソフト⇒学問研究の内容そのものに対する統制・介入であるが、問われるべきは、このような諸事態が少なくとも'60年代後半以降の学生を主体とする大学改革を、すべて条理としては認められてきた大学自治の構成員としての学生に対して、全くなんの説明も情報提供なく進んでいることである。

ここでは、学生は自治の主体としても、平和と民主主義の担い手としてもいわんや社会変革や弱者に対する連帯の当事者としても、全く位置づけられていないのが現状である。

私たちが2年半前に結成した「安保法制に反対する山梨学者・大学人の会」を引き継ぎつつ、改憲阻止と3000万署名をも視野に入れ、新たに山梨「市民と大学人をつなぐ会」を結成したのは、以上のような実情をふまえてのことである。

以下この点を敷衍すると、そもそも「安保法制に反対する山梨学者・大学人の会」との命名自体、自治労連を中心とする自治体関係者や一部市民の自覚的な協力を得てのことであった。その後、この運動は甲府市、都留市等を中心に市民、大学人、学生及び青年労働者の連携により、2015年9月の法案の可決をピークに継続的に盛り上がりを見せていった。そして同年10月、法案成立後の状況に対応すべく「呼びかけ」の趣旨を一新し、再度賛同者を募り運動を継続してきたが、翌2016年5月の取り組み以降、平和運動の担い手を真に持続的かつ広範に育てていくためには、現在、その歴史上最大の危機にあると思われる大学のあり方を真にみつめ、大学を民主主義と平和の堡壘とし、大学を取り巻く地域と市民の方々との連帯と



*学習会の写真は「しんぶん赤旗」提供

相互理解とを実現していく場がぜひ必要との認識で一致するに到った。

そして、それにより約1年半の準備期間の後、2017年12月の準備会で、①山梨を甲府地域と都留・大月地域(国中と郡内)とに分け、各々の地域で世話人を募り、②ともすると一方的な講話となりがちな講演会形式をできるだけ避け、地元の研究者を講師役には立てるが、あくまで参加者皆が知識を共有しあえるような学習会形式(所謂カフェ形式)を中心とし、③2つの地域でほぼ2か月に一度のペースで取り組みを実践していくこと、④中心課題はあくまで憲法・平和学習であるが、折にふれ他の関連課題も報告内容に加え、なかでも毎回必ず大学問題にふれていくこと、が確認されている。

そして第1回は都留市を会場に、進藤兵都留文科大学教授と私が各々「安倍改憲で私たちの暮らしはどうなる?『9条加憲』を許さない私たち市民の課題」「9条『加憲』論と自衛隊の現実—9条『加憲』論は何を正当化しようとしているのか」をテーマとして報告を行い、参加者からの活発な意見が出されている。

その際、複数の参加者から「大学の現状をもっとよく知りたい」との強い意見が出されたのが特徴的であった。

次回は5月3日、大月短大と山梨大学からの2名の研究者による報告をふまえての学習と意見交換が期待されている。